

# 印鑑（登録）証明書等の事前承認に関する取扱要領

新運登第658号 平成19年3月27日

一部改正 新運登第478号 平成31年2月26日

## （目的）

第1条 この要領は北陸信越運輸局新潟運輸支局及び北陸信越運輸局新潟運輸支局長岡自動車検査登録事務所（以下「支局等」という。）における自動車登録申請書に添付すべき印鑑（登録）証明書等の原本省略に係わる取り扱いを定め、申請者の利便増進及び登録業務の円滑化に資することを目的とする。

## （事前承認）

第2条 支局等における自動車登録申請書に添付すべき印鑑（登録）証明書等の添付省略の取り扱いを受けようとする者は、新潟運輸支局長の事前承認（以下「承認」という。）を受けなければならない。

## （適用される登録申請等）

第3条 承認の適用される登録申請の種類は、次のとおりとする。

- （1）新規登録申請
- （2）移転登録申請
- （3）抹消登録申請
- （4）変更登録申請（登記事項の変遷についての承認に限る。）
- （5）自動車重量税還付申請
- （6）所有者変更記録

2. 承認の適用される地域は新潟県内とする。

## （承認の申請）

第4条 第2条の承認を受けようとする者は、次の各号に定める書面を添付した印鑑（登録）証明書等事前承認申請書（第1号様式）（以下「第1号様式」という。）を、承認を受けようとする者の住所又は主たる営業所の所在地を管轄する支局等に提出しなければならない。但し、登記事項の変遷等についての承認は、印鑑（登録）証明書の事前承認を受けた場合に限る。なお、支局等の管轄する地域外に住所又は主たる営業所の所在地を有する者であっても、特に必要があると認められる場合は、第1号様式を支局等に提出することができる。

- （1）印鑑票（第3号様式） 3部
- （2）印鑑（登録）証明書（発行日より1ヶ月以内のもの。） 1部
- （3）登記事項証明書（支配人登記等を行っている場合においては、発行日より1ヶ月以内

- のもの。) 1部
- (4) 登記事項証明書(登記簿謄本)又は住民票(以下「登記事項証明書等」という。)(登記事項等の変遷について承認を受けようとする場合においては、発行日より1ヶ月以内のもの。) 1部
- (5) 「変遷経過」及び「登記事項証明書確認済」と記載した委任状(変遷について承認を受けようとする場合。) 3部
- (6) 「登記事項証明書確認済」と記載した委任状(支配人登記について承認を受けようとする場合。) 3部
- (7) 第5条第1項各号いずれかの承認基準に適合していることを証する書面(第4号様式又は第5号様式。なお、第5条第2項に該当する者については、法人にあっては商業登記簿謄本等、個人にあっては戸籍謄本等) 1部
- 2 前項(3)、(4)の承認を同時に受けようとする場合においては(5)の委任状を提出するものとする。

(承認基準)

第5条 承認は次の各号のいずれかに適合する者について行う。

- (1) 新潟県内において自己所有名義で登録されている自動車が50両以上の者
- (2) 新潟県内における第3条第1項(1)から(3)の申請件数が最近6ヶ月を平均して1ヶ月あたり20件(道路運送法又は貨物自動車運送事業法による事業許可を受けた者にあつては10件)以上の者
- 2 合併会社又は相続人が承認を有せず新たに承認を受けようとする場合にあつては、被合併会社又は被相続人の第1項(1)及び(2)に係わる実績を合併会社又は相続人の実績であるとして取り扱うことができる。
- 3 第13条の規定による承認の取り消しを受けた者については、取り消しの日から1年間は承認しない。

(承認期間)

第6条 承認の期間は、初回は3年以内とし、承認期間の終期日は9月末日とする。なお、次回以降の承認期間は3年とする。

(承認)

第7条 承認は、承認書(第6号様式)を交付することにより行う。

- 2 承認書には次に定める承認番号を付す。
- (1) 所有者コード取得者にあつては所有者コードの番号
- (2) 前号以外の者にあつては次の区分による番号
- |              |         |
|--------------|---------|
| 新潟運輸支局       | 101～200 |
| 長岡自動車検査登録事務所 | 201～300 |

(事前承認印の様式)

第8条 印鑑証明書事前承認印(以下「スタンプ」という。)は、7号様式とする。

(承認の効力及び取り扱い)

第9条 承認を受けた者が新潟県内において第3条第1項(1)から(3)、(5)及び(6)の申請を行うにあたって、当該登録申請書又はこれに添付された委任状に記載された事項及び印影が、承認された内容と一致し疑義が認められず、委任状の余白等(承認を受けた者自らが申請する場合にあっては手数料納付書)の部分に、第8条に規定にするスタンプが押印されているときは印鑑(登録)証明書の原本の添付があったものとして取り扱う。

2 登記事項の変遷について、第4条第1項(4)の規定による承認を受けた者は、同条第1項(5)により提出した委任状をもって、その事実を証する登記事項証明書等の添付を省略できるものとする。

3 支配人登記について、第4条第1項(3)の規定による承認を受けた者は、同条第1項(6)により提出した委任状をもって、その事実を証する登記事項証明書等の添付を省略できるものとする。なお、第3条第1項(4)で規定する登録申請の際は、前条に規定にするスタンプは表示しないものとする。

(変更の申し出及び承認)

第10条 承認を受けた者は、次に掲げる次号について変更が生じることが判ったときは遅滞なく当該承認を受けた支局等に申し出なければならない。登記完了後は速やかに、印鑑(登録)証明書等事前承認に係わる変更承認申請書(第2号様式)(以下「第2号様式」という。)を提出し変更の承認を受けなければならない。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 代表者又は支配人等
- (3) 印鑑
- (4) 住所又は所在地
- (5) 登記事項の変遷(合併等含む)
- (6) 支配人登記

2 第2号様式には第4条第1項(1)～(6)に係わる登記事項証明書等を添付しなければならない。

3 変更に係わる商業登記の申請を行った日(個人にあっては届出等を行った日)から変更が承認されるまでの間は第8条に規定するスタンプは使用することはできない。

4 変更の承認は承認書(第6号様式)を交付することにより行う。

5 承認の終期日は変更しない。

6 市町村合併及び政令指定都市移行に伴う行政区の設置による行政区画又は土地の名称の変更があったときは、変更後の行政区画又は土地の名称への変更の承認を受けたものとみなし、新たな承認番号を付した承認書を交付する。

(検認)

第11条 印鑑（登録）証明書の承認を受けた者は、次の時期に印鑑（登録）証明書及び登記事項証明書等を添えた印鑑（登録）証明書等事前承認検認願（第8号様式）2部を承認を受けた支局等に提出し、検認を受けなければならない。

検認を実施する時期

- ① 12月1日～12月10日
- ② 3月1日～ 3月10日
- ③ 6月1日～ 6月10日
- ④ 9月1日～ 9月10日（更新対象の年を除く）

なお、第8号様式には印鑑登録証明書及び登記事項証明書等（発行日より1ヶ月以内のもの。）を1部添付するものとする。

2 第1項の検認を受けていない者は、検認期間終了後、検認を受けるまでの間は第8条に規定するスタンプを使用することはできない。

(承認の更新)

第12条 承認を受けている者が引き続き承認を受けようとするときは、承認期間の終期日の到来する年の8月中に、次項に定める書面を添えた申請書を当該承認を受けた支局等に提出しなければならない。

2 第4条に定める書面

3 更新の承認は第7条を準用する。

(承認の取消等)

第13条 承認を受けた者が次のいずれかに該当すると認められたときは、3ヶ月以内の期間を定めて印鑑（登録）証明書の承認の取り扱いを停止し、又は承認を取り消すことができる。

- (1) 法及びこれに基づく命令に違反したとき。
- (2) 登録申請又は申請書（添付書類を含む。）に不正があったとき。
- (3) 第4条第1項、第10条第1項、第11条第1項又は第12条第1項の規定に係わる違反又は不正があったとき。

(通知)

第14条 一の支局等において次の各号に該当する事実があったときは、関係書類を添える等により他の支局等に対し通知しなければならない。

- (1) 第7条第1項、第10条第4項又は第12条第3項に基づく承認又は承認の更新等を行ったとき。
- (2) 第10条第3項又は第11条第2項に基づき第8条に規定するスタンプが使用できなくなったとき。
- (3) 第10条第1項に基づき変更に係わる申し出があったとき。
- (4) 第13条に基づき承認の取り扱い停止又は取り消しを行ったとき。

(承認台帳の備付け等)

第15条 申請書及び変更申請書に添付された印鑑票（第3号様式）は承認の終期日が到来するまでの間保管し承認台帳として使用する。

付則

- 1 この要領は平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成13年8月31日付け新陸登第232号印鑑証明書の事前承認に関する取扱要領は廃止する。
- 3 この要領の施行前に受けた承認は、この要領の施行にかかわらず、9月30日までの間、なお従前の例による。

付則

- 1 この要領は平成31年3月1日から施行する。